

船舶事故調査報告書

平成22年7月22日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 山本 哲也

委員 根本 美奈

事故種類	作業員死亡
発生日時	平成22年2月11日 05時50分ごろ
発生場所	千葉県袖ヶ浦市袖ヶ浦東京ガスシーバース灯から真方位015° 2km 付近 (概位 北緯35° 29.6′ 東経139° 58.5′)
事故調査の経過	平成22年2月12日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか2人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等</p> <p>貨物船 第三^{ゆたか}豊丸、13トン 232-38606千葉、有限会社牧野船食 15.40m×3.96m×2.04m、FRP ディーゼル機関、389kW、平成19年2月</p>
乗組員等に関する情報	<p>船長 男性 65歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和54年12月8日 免許証交付日 平成20年2月18日 (平成25年2月17日まで有効)</p> <p>作業員 男性 47歳</p>
死傷者等	死亡 1人（作業員）
損傷	なし
事故の経過	<p>本船は、船長、乗組員及び作業員の3人が乗船し、千葉県千葉港千葉区に錨泊中の貨物船^{スプリング ユーロ}SPRING EURO（以下「錨泊船」という。）から修理機器（ボイラー）を受け取るため、平成22年2月11日05時30分ごろ、風浪の影響が少ない錨泊船の風下に占位し、係留索を使用せずに前進速力のまま錨泊船の右舷船尾部に船首を押しつけ、本船の作業灯2個及び探照灯1個を点灯して修理機器の積込み作業を開始した。</p> <p>船長は本船が錨泊船から離れないように操船を行い、乗組員は船倉内の作業に就き、作業員は腰に自動膨張式救命浮き輪（以下「救命浮き輪」という。）を装着して本船の船首右舷側甲板通路に立って積込み作業の指揮を執っていた。</p> <p>錨泊船側の乗組員（以下「錨泊船乗組員」という。）は、05時50分ごろ、積込み作業が終了してクレーンのワイヤーを巻き上げているとき、「ドブーン」という水音を聞き、本船右舷側の操舵室付近から約1m離れた海中で、両手をパタパタさせている作業員を認めたため、船長及び乗組員に作業員が落水したことを大声で知らせた。</p> <p>船長及び乗組員は、作業員を救助するため、本船の操舵室右舷側に長さ</p>

	<p>約2mのアルミ製梯子を取り付け、また、錨泊船乗組員は落水した作業員に救命浮環を投下した。</p> <p>作業員は、展張した救命浮き輪を使用しないまま、自力で梯子に泳ぎ着き、梯子のタラップに手をかけたが、乗組員の「自力で上がるか。」という呼び掛けに、声を出さずに首を横に振ったのち、すぐに梯子から手を離し、うつぶせ状態になって船尾方向に流された。</p> <p>本船は、作業員を救助するため、錨泊船乗組員2人が本船に移乗して、3人で手鉤付き棒を使用して作業員を引き寄せて救助しようと試みたが、引き揚げられなかった。</p> <p>作業員は、落水してから約30分後、通報を受けた海上保安庁の巡視艇によって救助され、救急車で病院に運ばれたが、死亡が確認され、死因は溺死と検案された。</p>	
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 曇り、風向 北東、風速 約4.2m/s、視界 良好、水温 10～13℃</p> <p>海象：平穏</p>	
<p>その他の事項</p>	<p>作業員は、積込み作業の請負元で、本船を傭船し、同作業の指揮を執っていた。</p> <p>本船は、船尾側に操舵室を配し、前部甲板に倉口が、倉口と高さ約42cmのブルワークとの間に幅約42cmの甲板通路があった。また、作業員が指揮を執っていた甲板通路付近には、立ったままで体を保持できるような構造物は設置されていなかった。</p> <p>本船は、船倉横の甲板通路が若干濡れていたものの、船体が大きく動揺することはなかった。</p> <p>救命浮き輪は、レジャー用の製品で、落水時、ウエストポーチ内に収められたロープ付浮き輪が、付属のガスボンベで自動展張し、落水者の近くに浮遊し、落水者がロープで手繰り寄せて使用するものである。</p> <p>作業員は、持病がなく、体調は良好のようであった。</p>	
<p>分析</p>	<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明 なし なし</p> <p>死因は溺死であった。</p> <p>本船は、千葉港千葉区において、錨泊船からの積込み作業が終了した後、作業員が落水したものと考えられる。</p> <p>作業員は、落水した際、パニック状態に陥ったため、救命浮き輪を有効に活用できなかった可能性があると考えられる。</p> <p>作業員は、救命胴衣を着用していれば、本事故を回避できた可能性があると考えられる。</p> <p>作業員が、落水した状況については、目撃者がいないことから、明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が千葉港千葉区において錨泊船からの積込み作業を終了したのち、作業員が落水した際、パニック状態に陥ったため、救命浮き輪</p>	

	を有効に活用できなかったことにより、発生した可能性があると考えられる。
備考	船長は、甲板上で作業する際、救命胴衣を着用させるようにした。